会員サービス約款(以下「本約款」と言います。)には、当社が本ウェブサイト上にて提供する会員制の寄付プラットフォームサービス(以下「本サービス」と言います。)の利用条件等の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

# <定義>

# 第1条(定義)

本約款において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有するものとします

- (1) 「お客さま」とは、当社との間で需給契約を締結し、かつ、本サービス上で加盟団体との間で寄付契約を締結する個人または法人を意味します。
- (2) 「会員サービス利用契約」とは、本約款に基づき当社と登録ユーザーの間で締結する、本サービスの利用契約を意味します。
- (3) 「会費」とは、お客さまが当社に対して支払う月額の本サービスの利用料を意味します。
- (4) 「加盟団体」とは、加盟団体約款に基づき加盟団体契約を当社との間で締結し、かつ、本サービス上でお客さまとの間で寄付契約を締結する法人を意味します。
- (5) 「寄付金」とは、お客さまと加盟団体との間で締結する、1%寄付契約又は上乗せ寄付契約に基づきお客さまが加盟団体に対して支払う金銭を意味します。
- (6) 「1%寄付契約」とは、本サービス上において締結される、お客さまが加盟団 体に対して第8条に定める金額を毎月寄付する内容の契約を意味します。
- (7) 「上乗せ寄付契約」とは、本サービス上において締結される、お客さまが加盟団体に対し、お客さまが決めた定額の金額を毎月寄付する寄付契約を意味します。
- (8) 「需給契約」とは、当社とお客さまとの間で締結する「電気需給約款(低圧)」にもとづく電気の供給契約を意味します。
- (9) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の 知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願 する権利を含みます。)を意味します。
- (10) 「電気料金」とは、当社の「電気需給約款(低圧)」のうち「14」で定める 料金を意味します。
- (11) 「当社」とは、株式会社ボーダレス・ジャパンを意味します。
- (12) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「hachidori-denryoku.jp」である、当社が運営するウェブサイト(理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。)を意味します。
- (13) 「登録ユーザー」とは、当社との間で需給契約を締結したお客さま及び当社 との間で加盟団体契約を締結した加盟団体とで構成されます。
- (14) 「ハチドリ基金契約」とは、本サービス上において締結される、お客さまが 当社に対し第6条に定める金額を毎月寄付する内容の契約を意味します。

(15) 「基金」とは、お客様が当社に対し、ハチドリ基金契約に基づき支払う金銭 を意味します。

# <会員サービス利用にあたっての規定>

# 第2条(登録)

- 1. 本サービスの利用を希望する者(以下「登録希望者」といいます。)は、利用本約款を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報(以下「登録事項」といいます。)を当社の定める方法で当社に提供し、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
- 2. 当社は、当社の基準に従って、第1項に基づいて登録申請を行った登録希望者(以下「登録申請者」といいます。)の登録の可否を判断します。
- 3. 当社が登録を認める場合、その旨を登録申請者に対し通知又は本サービス上のお客さまページ上にて表示します。登録申請者の登録ユーザーとしての登録は、当社が本項に基づく登録を認める旨の通知又は表示を行ったことをもって完了し、その時点で登録ユーザーと当社の間に会員サービス利用契約が成立します。
- 4. 当社は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
  - (1) 当社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (2) 当社の基準を満たさない場合
  - (3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに 準ずる者を意味します。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて 反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的 勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合
  - (4) 登録希望者が過去当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が 判断した場合当社との間で需給契約を締結するに至らなかった場合
  - (5) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
- 5. 当社が前項に基づき登録を拒否し会員サービス利用契約が成立しなかった場合、登録申請者に対し、その旨を通知します。その場合、登録申請者は、当社ウェブサイト上のお客さまページを利用できない状況となります。

#### 第3条(登録事項の変更)

登録ユーザーは、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更 事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

#### 第4条 (パスワード及びユーザーIDの管理)

1. 登録ユーザーは、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、 譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。 2. パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録ユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

## 第5条(登録ユーザーの負担)

登録ユーザーは、本サービスの利用に関わる、登録ユーザーのスマートフォン等の 通信料、接続料等を負担するものとします。

# <会員サービス利用契約に関する規定>

## 第6条(お客さまの会費)

- 1. お客さまは、本サービスの利用にあたり、当社に対し、本サービス上にて別途定める金額を毎月の会費(別税)として支払います。
- 2. お客様さまは、前項の会費を、お客さまが当社に対し需給契約に基づく電気料金を 支払う方法と同じ方法により支払います。なお、振込手数料が発生する場合はお客 さまの負担とします。
- 3. 会費は、取次契約先の自然電力株式会社(以下「自然電力」といいます。)からお客さまに電力供給を開始した日から発生します。なお、お客さまに電力供給を開始した日が属する月の会費について、1月に満たない期間については日割計算するものとし、1円未満は切り上げるものとします。
- 4. お客さまが需給契約を解除した場合、会員サービス利用契約も解除されます。解除 した日が属する月の会費について、1月に満たない期間については日割計算するもの とし、1円未満は切り上げるものとします。
- 5. お客さまが本サービスに入力した決済手段が第三者に利用されたこと若しくは入力情報の内容が不正確であったこと又は当社が本条に基づく措置を行ったこと若しくは行わなかったことによってお客さまに生じた損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

#### <ハチドリ基金に関する規定>

#### 第7条 (ハチドリ基金)

1. お客さまは、本サービスの利用にあたり、当社との間で、当該需給契約における1か 月あたりの電気料金の1%に相当する金額を、電気料金とは別に、当社に対し当社の 再生可能エネルギー発電所設置のための基金 (ハチドリ基金) として毎月寄付する 内容の契約を締結します。

1か月あたりの基金=1か月あたりの電気料金×1%

2. お客さまは、基金契約を締結しない場合、当社との間の需給契約も締結できません。

- 3. お客様さまは、第1項の基金を、お客さまが当社に対し需給契約に基づく電気料金を 支払う方法と同じ方法により支払います。なお、振込手数料が発生する場合はお客 さまの負担とします。
- 4. 基金は、自然電力がお客さまに電力供給を開始した日から発生します。
- 5. お客さまが、当社との間の需給契約を解除した場合、第1項で締結されたハチドリ基 金の契約も解除されます。
- 6. お客さまが本サービスに入力した決済手段が第三者に利用されたこと若しくは入力 情報の内容が不正確であったこと又は当社が本条に基づく措置を行ったこと若しく は行わなかったことによってお客さまに生じた損害に関して、当社は一切責任を負 わないものとします。

# <1%寄付契約及び上乗せ寄付契約に関する規定>

## 第8条(1%寄付契約手続)

- 1. お客さまと加盟団体は、加盟団体の寄付契約の申込みとお客さまの承諾による方法により、本サービス上にて本条に定める事項を内容とした寄付契約を締結します。
- 2. お客さまは、1%寄付契約を締結しない場合、当社との間の需給契約も締結できません。
- 3. 1%寄付契約は、お客さまが承諾した1つ以上の加盟団体との間、または、第5項の寄付契約成立時におけるすべての加盟団体との間で、1つの契約を締結するものとします。なお、2つ以上の加盟団体との間で1%寄付契約を締結する場合、寄付金は契約当事者である加盟団体数に応じて均等分配する金額が寄付されることを当該寄付契約の内容とします。また、すべての加盟団体との間で1つの1%寄付契約を締結するものについては、当該契約類型を選択した全需要家の寄付額を合計した後に均等分配するものとし、小数点第1位を切り捨てるものとします。
- 4. 1%寄付契約に基づく寄付金は、本サービス上で電気料金1%に相当する金額とし、 電気料金とは別に加盟団体に支払います。なお、加盟団体に引き渡される具体的な 寄付金額については以下の算定式に従います。

1か月あたりの1%寄付契約に基づく寄付金=1か月あたりの電気料金×1%÷お客さまが締結する寄付契約の相手方となる加盟団体の数

- (注)・お客様が加盟団体1つを契約相手とする場合、「お客さまが締結する寄附契約の相手方となる加盟団体の数」は「1」となります。また、お客様が全ての加盟団体を契約相手とする場合、「お客さまが締結する寄付契約の相手方となる加盟団体の数」は、お客さまの1か月のご利用期間の終期を経過した時点における全加盟団体を指し、均等に引渡されます。
- 5. 1%寄付契約手続は、需給契約の手続(スイッチングを含む)が完了した時をもって 完了し、その時点において当該加盟団体とお客さま者との間で第1項に定める寄付契 約が成立します。そのため、お客さまは、寄付契約手続が完了する時(需給契約の

- 手続(スイッチングを含む)が完了した時)までは1%寄付契約の締結相手を変更することができます。
- 6. 第4項の寄付金は、自然電力がお客さまに電力供給を開始した日が属する月から発生します。
- 7. お客様さまは、第4項の寄付金を、お客さまが当社に対し需給契約に基づく電気料金を支払う方法と同じ方法により支払い、当該支払いをした時点でお客さまが1%寄付契約に基づく負う寄付金支払債務は履行されたものとします。なお、振込手数料が発生する場合、お客さまの負担とします。
- 8. 加盟団体は、加盟団体としての登録完了時に、当社に対し第4項にて自ら受け取ることとなる寄付金を代理受領する権限を付与します。
- 9. お客さまが第5項による1%寄付契約の成立後に相手方を変更する場合、または、お客さまが全ての加盟団体との間で1つの1%寄付契約を締結した場合において登録する加盟団体の数に変更がある場合、お客さまと1%寄付契約を締結していた加盟団体は、お客さまが新たな寄付先としての加盟団体との間(登録する全ての加盟団体に対して均等分配した寄付金を寄付する内容の1%寄付契約の場合は、変更後の全ての加盟団体)で1%寄付契約を締結することにより従前の1%寄付契約を本サービス上にて合意解除します。
- 10. 前項の合意解除が1か月あたりの電力料金を算定する使用期間中になされた場合、お客さまが本サービス上にて新たな1%寄付契約の相手方を選択した日が属する使用期間の末日の経過をもって当該解除の効力は発生し、かつ同時に、契約相手である加盟団体を変更した新たな1%寄付契約の効力が生じます。そのため、1か月あたりの電力料金を算定する使用期間中に当該解除がなされた場合にあっては、当該使用期間分の寄付金は従前の加盟団体に支払われ、翌使用期間以降より新たな1%寄付契約の相手方である加盟団体に対し支払うものとします。
- 11. 第1項に定める寄付契約締結後、加盟団体が登録ユーザーとしての資格を失う場合、お客さまと当該加盟団体は、当該寄付契約を本サービス上にて合意解除します。
- 12. 前項の場合において、お客さまは、お客さまが前項の使用期間の末日が経過するまでに別の加盟団体と新たな1%寄付契約を本サービス上にて締結しない限り、当社との間で暫定的に1%寄付契約を締結したものとみなします。
- 13. 第11項の場合において、加盟団体が登録ユーザーとしての資格を失う日が属する使用期間の末日の経過をもって当該解除の効力が発生し、かつ同時に、前項に基づき当社との間の新たな1%寄付契約の効力が生じます。そのため、1か月あたりの電力料金を算定する使用期間中に加盟団体が登録ユーザーとしての資格を失う場合にあっては、当該使用期間分の寄付金は従前の加盟団体に支払われ、翌使用期間以降より新たな1%寄付契約の相手方である当社に対し支払われます。
- 14. お客さまが当社との間で暫定的に1%寄付契約を締結した後、お客さまは、加盟団体と新たな1%寄付契約を締結することができます。その場合、お客さまと当社は、お客さまと当社との間で締結した寄付契約を合意解除します。
- 15. 前項の合意解除が1か月あたりの電力料金を算定する使用期間中になされた場合、お客さまが本サービス上にて新たな1%寄付契約の相手方を選択した日が属する使用期間の末日の経過をもって当該解除の効力は発生し、かつ同時に、新たな1%寄付契約の効力が生じます。そのため、1か月あたりの電力料金を算定する使用期間中に当該

解除がなされた場合にあっては、当該使用期間分の寄付金は当社に支払われ、翌使用期間以降より新たな1%寄付契約の相手方である加盟団体に対し支払われます。

- 16. お客さまが、当社との間の需給契約を解除した場合、1%寄付契約も解除されます。 解除した日が属する月の1%寄付契約に基づく寄付金について、当該月の当社にお支 払いいただく電気料金をもとに算出します。
- 17. お客さま及び加盟団体との間でトラブルが発生した場合、両者の間で解決するものとします。但し、当社の判断により、当社も協議に入ることができるものとします。
- 18. お客さまが本サービスに入力した決済手段が第三者に利用されたこと若しくは入力情報の内容が不正確であったこと又は当社が本条に基づく措置を行ったこと若しくは行わなかったことによってお客さまに生じた損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。
- 19. 登録ユーザーは、寄付契約に基づき発生した権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の処分することはできないものとします。

# 第9条(上乗せ寄付契約手続)

- 1. お客さまは、1%寄付契約とは別に、本条に定める事項を内容とした上乗せ寄付契約を締結することができます。お客さまと加盟団体は、本寄付プラトフォームサービスを利用して両者の間で上乗せ寄付契約を締結する場合、本条に定める事項を内容とした寄付契約を締結します。
- 2. 上乗せ寄付契約手続は、需給契約の手続(スイッチングを含む)が完了した時をもって完了し、その時点において当該加盟団体と寄付したお客さま者との間で第1項に定める寄付契約が成立します。
- 3. お客さまは、上乗せ寄付契約の寄付金として指定した金額を毎月、電気料金とは別に加盟団体に支払います。なお、加盟団体に引き渡される具体的な寄付金額については以下の算定式に従います。

1か月あたりの上乗せ寄付契約に基づく1つの加盟団体に対する寄付金 =お客さまが指定した金額:お客様が寄付先として指定した加盟団体の数

- (注) ・お客様が加盟団体1つを契約相手とする場合、「お客さまが締結する寄附契約の相手方となる加盟団体の数」は「1」となります。また、お客様が全ての加盟団体を契約相手とする場合、「お客さまが締結する寄付契約の相手方となる加盟団体の数」は、お客さまの1か月のご利用期間の終期を経過した時点における全加盟団体を指し、お客様が指定した金額が均等に引渡されます。
- 4. 第3項の寄付金は、自然電力がお客さまに電力供給を開始した日が属する月から発生します。
- 5. お客様さまは、第3項の寄付金を、お客さまが当社に対し支払う需給契約に基づく電 気料金と同じ方法により支払います。なお、振込手数料はお客さまの負担としま す。
- 6. 加盟団体は、加盟団体としての登録完了時に、当社に対し第4項の寄付金を加盟団体 のために代わって受領する権限を付与します。

- 7. お客さまが当社との間で上乗せ寄付契約を締結した後、お客さまが寄付する金額を変更する場合、新たな寄付金額は翌検針時点より契約の内容となり、それまでは従前にお客様が指定した金額をお支払いいただきます。
- 8. お客さまが需給契約を解除した場合、上乗せ寄付契約も解除されます。解除した日が属する月の上乗せ寄付契約に基づく寄付金について、1月に満たない期間については日割計算するものとし、1円未満は切り上げるものとします。
- 9. お客さま及び加盟団体との間でトラブルが発生した場合、両者の間で解決するものとします。但し、当社の判断により、当社も協議に入ることができるものとします。
- 10. お客さまが本サービスに入力した決済手段が第三者に利用されたこと若しくは入力情報の内容が不正確であったこと又は当社が本条に基づく措置を行ったこと若しくは行わなかったことによってお客さまに生じた損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。
- 11. 登録ユーザーは、寄付契約に基づき発生した権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の処分することはできないものとします。

# <その他利用にあたっての規定>

# 第10条 (禁止事項)

登録希望者及び登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれ かに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社、本サービスの他のお客さままたはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 本サービスを通じ、以下に該当し、または該当すると当社が判断する情報を当社又は本サービスの他のお客さま者に送信すること
  - a. 過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報
  - b. コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを 含む情報
  - c. 当社、本サービスの他のお客さままたはその他の第三者の名誉または信用 を毀損する表現を含む情報
  - d. 過度にわいせつな表現を含む情報
  - e. 差別を助長する表現を含む情報
  - f. 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
  - g. 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
  - h. 反社会的な表現を含む情報
  - i. チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
  - j. 他人に不快感を与える表現を含む情報
  - k. 面識のない異性との出会いを目的とした情報

- (6) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (7) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (8) 当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (9) 第三者に成りすます行為
- (10) 本サービスの他のお客さまのIDまたはパスワードを利用する行為
- (11) 当社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (12) 本サービスの他のお客さまの情報の収集
- (13) 当社、本サービスの他のお客さままたはその他の第三者に不利益、損害、不 快感を与える行為
- (14) 当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルールに抵触する行 為
- (15) 反社会的勢力等への利益供与
- (16) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- (17) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為

# 第11条 (利用停止及び解除)

- 1. 当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に 通知または催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時 的に停止し、または会員サービス利用契約を解除することができます。
  - (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 当社に対するお支払いが2カ月分滞納した場合
  - (3) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (4) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (5) 当社からの問いあわせその他の回答を求める連絡に対して【30日】間以上応答がない場合
  - (6) その他、当社が本サービスの利用、登録ユーザーとしての登録、または会員 サービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合
- 2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について 一切の責任を負いません。

#### 第12条(退会)

- 1. 登録ユーザーは、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスから退会し、自己の登録ユーザーとしての登録を抹消することができます。
- 2. 退会にあたり、当社に対して負っている債務が有る場合は、登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

3. 退会後の登録ユーザーの情報の取扱いについては、第19条の規定に従うものとします。

## 第13条(本サービスの内容の変更、終了)

- 1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は登録ユーザーに事前に通知するものとします。
- 2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第14条(本サービスの停止等)

- 1. 当社は、以下の各号いずれかに該当する場合には、登録希望者及び登録ユーザーに 事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断す ることができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に 行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
- 2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第15条 (権利帰属)

- 1. 当社ウェブサイト及び本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本約款に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイトまたは本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
- 2. 登録ユーザーは、投稿データについて、自らが投稿その他送信することについての 適法な権利を有していること、及び投稿データが第三者の権利を侵害していないこ とについて、当社に対し表明し、保証するものとします。

### 第16条 (保証の否認)

当社は、本サービスが登録ユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品等的価値・正確性・有用性を有すること、登録ユーザーによる本サービスの利用が登録ユーザーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

## 第17条 (免責事項)

当サービスは、登録ユーザーご自身の責任においてご利用いただきます。また、以下の 各号につき予めご了承いただくものとします。

- (1) 当社は、当社ウェブサイトからリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もいたしません。お客さまのご判断でご利用ください。また、リンク先で生じた損害や、お客さま同士のトラブル等に対し、当社は一切の補償及び関与をいたしません。
- (2) 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、登録ユーザーが本サービスに送信したメッセージまたは情報の削除または消失、登録ユーザーの登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して登録ユーザーが被った損害(以下「ユーザー損害」といいます。)につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- (3) 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、ユーザー損害のうち付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

## 第18条(秘密保持)

登録ユーザーは、本サービスに関連して当社が登録ユーザーに対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

# 第19条(登録情報の取扱い)

- 1. 本サービス上にてご登録いただいた登録ユーザーの情報の取扱いについては、別途 当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、登録ユーザーはこのプライバシ ーポリシーに従って当社が登録ユーザーのお客さま情報を取扱うことについて同意 するものとします。
- 2. 当社は、登録ユーザーが当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、登録ユーザーはこれに異議を唱えないものとします。

#### 第20条(本約款等の変更)

当社は、本約款を変更できるものとします。当社は、本約款を変更した場合には、登録 ユーザーに当該変更内容を周知するものとし、当該変更内容の周知後、登録ユーザーが 本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に解約の手続をとらなかった場合 には、登録ユーザーは、本約款の変更に同意したものとみなします。

#### 第21条(連絡/通知)

本サービスに関する問い合わせその他登録ユーザーから当社に対する連絡または通知、 及び本約款の変更に関する通知その他当社から登録ユーザーに対する連絡または通知 は、当社の定める方法で行うものとします。

## 第22条 (会員サービス利用契約上の地位の譲渡等)

- 1. 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、会員サービス利用契約上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い怪 異サービス利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに登録ユーザーの 登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものと し、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。 なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事 業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第23条(分離可能性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第24条(準拠法及び管轄裁判所)

- 1. 本約款及び会員サービス利用契約の準拠法は日本法とします。
- 2. 本約款または会員サービス利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

初版:2020年4月16日制定 変更:2020年6月26日改定